

グローバルサウスビジネス共創事業 業務委託仕様書

1 目的

グローバルサウス諸国は急速な人口増加や経済発展に伴い、様々な社会的課題に直面しているところ、湖沼においても、水質・生態系の保全管理、水資源の確保、排水・汚泥処理など多くの課題を抱えている。こうした現状を踏まえ、国連において各国や国際機関が湖沼の重要性を認識し、協働して湖沼及び関連する生態系を持続可能な形で維持・保全・再生するための日として、2024年12月に「世界湖沼の日（8月27日）」が制定された。

この8月27日は、滋賀県が1984年に第1回世界湖沼会議を開催した開会日に由来しており、「世界湖沼の日」の制定は本県がこれまで琵琶湖の環境保全に向けて官民で連携しながら社会的課題に取り組んできたことのひとつの成果であるとも言える。こうした本県の技術・知見は、世界各国、とりわけグローバルサウス諸国の持続可能な開発において大いに活かせるものであり、本県がその技術・知見を共有していくことは経済交流・国際貢献に資するものと考えられる。

そこで、本事業では「世界湖沼の日」の制定を契機として、グローバルサウス諸国において湖沼を抱える地域を対象に、その社会的課題を調査・発掘するとともに、その解決に向けて水環境に限らず気候変動、森林保全、県土整備、産業振興など多岐にわたる本県および県内企業の技術・知見を活かしたプロジェクト組成を検討する。本事業でグローバルサウス諸国の社会的課題を発掘し、将来的に官民一体でその解決に向けて取り組んでいくことにより県内企業の海外展開に寄与すると共に、持続可能な開発に繋がる国際アジェンダの達成に貢献していくことを目的とする。

2 業務の名称

グローバルサウスビジネス共創事業業務

3 業務の期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務の概要

グローバルサウス諸国において湖沼を抱える地域を対象として、社会的課題「事前調査」を実施し、その社会的課題に関して情報を収集し、本県および県内企業の貢献の可能性と参入の見込み、解決の際のインパクトを評価する。

その上で、調査対象地域のうち、より優位と考えられる国・地域へ現地調査・ヒアリングを行い、社会的課題の情報の精度を向上させ、解決へ向けたプロジェクト素案を検討するとともに、今後の現地でのビジネス支援を得るため海外現地自治体と交流する社会的課題「現地調査」および関係構築を実施する。

5 委託業務の内容

受託者は、グローバルサウス諸国において湖沼を抱える地域を対象として、その社会的課題を調査・発掘するとともに、課題解決に向けて県内企業の技術・知見を活かしたプロジェクトを検討し、組成につなげていくために、以下の業務を実施する。

(1) 社会的課題「事前調査」

グローバルサウス諸国において湖沼を抱える地域をターゲットに、その地域の湖沼に関わる社会的課題をビジネスで解決することを目指し、その基礎的情報と社会的課題に関して情報を収集し、県および県内企業の貢献可能性と解決の際のインパクトを評価する。3か国各1地域の選定は提案に基づき協議の上で決定する。なお、ベトナムについては県において他の事業なども実施していることから調査対象としないこととする。

調査にあたっては以下の調査項目を必ず調査することとし、各項目の調査手法と調査可能な範囲、その他本調査趣旨に適う追加調査項目については提案を求める。予算の範囲内であれば現地調査を実施することも差し支えない。

ただし、本調査は大阪・関西万博を機に来日する当該国関係者や JICA など関係する機関へのヒアリングを行うなど、時宜を活かし現地調査が最小限となるよう留意すること。

また、調査にあたっては社会的課題のスケールや課題解決手法の他地域での適用可能性等についても検討することとし、県内企業の将来的な海外進出に繋がる基礎的な調査となるよう県内企業の進出先のニーズなども踏まえて調査を進めること。

成果物 3か国各1地域のレポートと5(2)へ向けた1地域の選定レポート

【調査項目】

- ① 国・地域の他国・他地域との比較優位性（選定の根拠）
- ② 当該国および湖沼周辺地域の基礎情報（人口、面積、気候、歴史・文化、医療体制、インフラなど）
- ③ 政治体制・地方行政組織
- ④ 基礎的経済指標（GDP、経済成長率、消費者物価上昇率、日本との輸出入の動向など）
- ⑤ 主要産業の状況（商業、工業、農業など）
- ⑥ 日本企業の進出に係る事項（投資促進、外資奨励・規制、優遇措置など）

- ⑦ 貿易に関する規制等
- ⑧ 労働人材の特色、高等教育機関や研究機関の特色（工業、農業分野など）
- ⑨ 日本との関係（日本企業進出状況、日本政府・他都道府県と連携の有無）
- ⑩ 日本以外の海外の地域との連携の状況
- ⑪ 湖沼とその周辺地域が抱える社会的課題、その社会的課題に対する県と県内企業の貢献可能性および解決した際のインパクトからの評価・順位付け
- ⑫ ⑪の他、滋賀県内企業の現地におけるビジネス可能性

(2) 社会的課題「現地調査」および関係構築

より優位と考えられる5（1）で調査した国・地域に対し、現地調査・現地ヒアリングを行い、社会的課題の情報の精度を向上させ、解決へ向けたプロジェクト素案を検討する。併せて、今後の現地でのビジネス支援を得るため海外現地自治体との関係構築に向けた交流を行う。実施にあたっては以下AからDまでの業務を必ず実施することし、その他追加が必要な業務については提案を求める。

実施回数	現地視察調査・ヒアリング	1回以上
	現地自治体との交流	1回以上

- A 現地視察調査・ヒアリングの具体的内容は5（1）の事前調査の結果を基に協議の上決定する。効果的に実施できるのであれば、現地視察調査・ヒアリングと現地自治体との交流は併せて実施しても差し支えない。
- B 現地自治体との交流に際しては県職員等が同行するが、現地との調整、行程の検討と現地移動手段の手配、通訳の手配は受託者が行うこと。県職員等同行者の航空券、宿泊ホテル、食事等の手配は要しない。
- C プロジェクトの素案検討にあたっては、草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査、脱炭素社会実現のための都市間連携事業等の国等の資金を活用して、さらなる調査検討が出来ないかを併せて検討すること。
- D 現地自治体との交流は今後のプロジェクト組成に向け、現地自治体と滋賀県との関係が構築されるよう努めること。

(3) その他および追加提案

受託者は、上記以外の本業務実施に付随する業務、および受託者が創意工夫により予算の範囲内で提案した追加の業務を実施する。

(4) 最終報告書

受託者は、成果物として上記(1)、(2)、(3)の実施結果、およびその結果から得られた示唆、今後の見込み、などを総合的にまとめた報告書を作成し、ワード、パワーポイント等の形式の電子データにより納品する。報告書は公開版、非公開版の2パターン作成すること。本報告書において特に実施が可能と見込まれるプロジェクトの素案を3件以上記載すること。

6 業務の内容全般に係る留意事項

- (1) 受託者は、本業務を通じて湖沼の日および MLGs の周知と機運醸成が図られるよう留意すること。
- (2) 受託者は連絡調整担当者を1名以上置き、委託期間を通じ本業務の連絡調整を行うとともに、県からの相談に対応すること。また各月に1回以上業務の進捗について資料を基に報告すること。
- (3) 受託者は、必要に応じ委託期間中に行われる本業務に係る説明会、講演等の対応を、本業務の一環として予算の範囲内で実施すること。

7 機密保持・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、この業務の実施に当たって取り扱う企業情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (3) この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を本県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (4) 本業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は本業務以外に使用しないこと。また、この資料、データ等は業務終了までに県に返却すること。
- (5) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに県と業務の進め方などについて打合せを行うものとする。
- (2) 県は、本業務の遂行に当たり、滋賀県内外の企業に係る必要な情報を可能な限り貸与する。
- (3) 本業務の詳細な内容は、本仕様書に基づき受託者が提案を行い、県と協議の上決定する。受託者は、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合、その都度、県と協議の上、その指示に従い業務を進めること。
- (4) 県は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (5) その他業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受託者は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 本事業に付随して必要となる経費（旅費、専門家謝金、印刷製本費等）は、受託者が負担するものとする。また、疑義が生じるような経費の取扱いについては、事前に県と協議を行うこと。
- (7) 本事業を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提示し、協議、了承を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。
なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。